

埼玉県八潮市 道路陥没事故を受けた当局の対応

東京都下水道局では、埼玉県八潮市で発生した道路陥没を受けて、当局が管理する下水道管について、下記のとおり、緊急点検を実施します。

記

1 緊急点検の概要

(1) 点検対象（合計約43km）

国の要請に基づく下水道管の緊急点検

流域下水道管理者（※）が管理する大規模な下水処理場（処理水量30万 m^3 /日以上）に接続する内径2m以上の下水道管（清瀬水再生センターに流入する、下水道幹線約19kmを対象に実施します。）

※ 東京都では、東京都知事から委任を受けた下水道局長になります。

当局による追加緊急点検

前項の点検に加え、当局が管理する下水道管において、内径2m以上で、腐食するおそれの大きいもの（約24km）

(2) 点検内容

下水道管の内部の目視点検及び路面下の空洞調査を実施します。

(3) 点検後の対応

点検の結果、異常が確認された場合は、道路管理者と連携し、補修を行うなど速やかに対応します。

【参考】

当局では、埼玉県八潮市で発生した道路陥没を踏まえ、令和7年1月30日までに道路陥没が発生した際に影響が大きい国道及び都道下に布設されている下水道管の上部の路面約1,200kmを対象に、緊急巡視を実施し、異常がないことを確認しています。

担当 下水道局総務部広報サービス課

電話 03-5320-6515

下水道局施設管理部管路管理課

電話 03-5320-6615

下水道局流域下水道本部技術部計画課

電話 042-527-4280